

栄福第773号  
令和4年3月4日

みなみ栄保育園に園児が在園する保護者の勤務先事業主の皆様

栄町長 岡田 正市



臨時休園期間の決定及び臨時休園に伴うご配慮のお願いについて

日頃より、本町の保育行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生したことから、みなみ栄保育園を令和4年3月4日（金）から部分休園とし、臨時休園期間は下記のとおりといたします。

事業主の皆様方におかれましては、このような状況をご勘案いただき、みなみ栄保育園に在園する園児の保護者の勤務について、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の感染状況によっては、期間延長となる場合も想定されますので、その際には再度ご連絡させていただきます。

記

臨時休園期間

①0歳児クラス

令和4年3月4日（金）から令和4年3月8日（火）まで